

# あの人はいま

各界で活躍されている校友会のプロフィールを紹介しています。情報をお寄せ下さい。自薦他薦歓迎です。

## 熊本県苓北町町長 田嶋 章一さん (高18)

熊本県天草郡苓北町をご存知ですか。熊本県南西部に点在する天草諸島のうち最も大きな天草下島の北西端に位置している、美しい海に囲まれた町です。田嶋さんはこの苓北町の町長に、平成3年から7期連続して就任。行政・企業・住民と連携して協力のまちづくりを進めていらっしゃいます。



田嶋さんは、昭和22年生まれ。桜町在学中は野球部に所属。強肩強打の捕手として活躍していました。卒業後は早稲田大学政治経済学部に入學。かねてから興味があった政治学に磨きをかけた卒業後は国会議員公設第一秘書を経て平成3年1月から現職の苓北町町長に就任し多忙な毎日を過ごされています。

桜町を卒業して初めて学校に顔を出すことが出来ましたが、あまりの変わりように驚きました。玉電が地下鉄となり、用賀の駅からは不安だったので、桜新町から、昔の街並みを思い浮かべながらサザエさん通りと名前の付いた道を歩いて到着。正門の位置が変わっていましたが、飯田さんの農園は健在で、ホッと致しました。桜町では、勉強もそこそこ出来ていたと思っていたのですが、野球部に力を入れ過ぎ、学力はほとんど落ちてきてしまいました。当時はグラウンドが狭いこともあり、練習は二子玉川から砩線の吉沢駅近くの社会保険二子玉川園野球場まで通って居りました。

この野球部で培ったチームワークは、私の現在の仕事に多大な影響を与えました。卒業後大学在学中には仲間と一緒に会社のような事業を設立、幾多の社会勉強を謳歌致しました。この時から、私の信念として、人脈を大切に、相対して言いたいことを言い合える仲間、などのヒューマンコネクションを築くことをモットーとしています。



ここで、私が町長を務める苓北町の紹介をさせていただきます。「苓北」という名前は、天草全土が「苓州」と呼ばれていたことにあります。「苓」はあまくさ(甘草)を意味し苓州の北部に位置するというところで「苓北」と名付けられました。甘草はいまでも県の主産物の一つで、長野県茅野市などに寒天の素材として出荷されております。町の基幹産業である一次産業では県内一の出荷量を誇る「冬レタス」や「越冬袋掛けみかん」海産物では「天草天領@アジ」「岩牡蠣」などの「苓北ブランド」があります。鉱工業においても、質量ともに世界一といわれる天草陶石の一大産地であり、陶石を利用した天草陶磁器は国の伝統工芸品の指定を受けています。また、平成7年には九州電力苓北火力発電所が運転開始。熊本県内の電力の約8割強の電力を供給しております。苓北町は、クリシタン文化発祥の歴史を秘めた雲仙天草国立公園の中にある風光明媚な町です。関東・関西に在住されて居られる方々には今一つ知名度が薄い事が残念でなりません。天草空港には福岡、阿蘇熊本両空港から航空便が、また長崎茂木港からは高速船が運航されており、アクセスもよくなっています。九州にお出かけの折にはちょっと足をのばして、自然の恵み豊かな私たちの苓北町を訪れてみてく

### 特別終身会費の納入お願い

ご案内の通り、桜友会の組織運営は会員の皆様方から納めていただく会費と寄付金・けやき基金で成り立っております。中でも、桜友会費は皆様のご卒業された折に、一括して二十年分をお預かりしておりますので、卒業後二十年間は会費を徴収しておりません。したがって、卒業二十一年を迎えた会員各位は桜友会規約によってその後の会費を納めるように定められております。

これを「特別終身会費」と呼び一口三千元以上を、一回限り納めることにより、その名の通り終身にわたり桜友会員を継続することができるといふものです。

桜友会費、特別終身会費は桜友会の運営にあたり活動資金として運用されているもので、欠かせないものとなっております。

特別終身会費の納入につきましては、5ペーの囲みの中でもお願いしておりますが、桜友会の健全な運営のために、まだお納めいただいていない会員各位のご協力を、お願いする次第です。

ください。天草灘の夕景は、ここを訪れたすべての方々に、明日の活力を与えてくれるものと思っております。

卒業後初めて訪れた母校は、私に数々の感慨を与えてくれました。霜柱を踏みながら登校した富士見坂のイメージはもうそこにはありませんでしたが、近代化された校舎・施設、それに加え、隆々とそびえたつ櫻の大木。礼儀正しい在校生たち。私は、将来桜友会の同窓生となるであろう、若い後輩たちに、「信じたことは、とことんやりぬこう。中途半端は止めて、自信を持つとう。そして健康に留意して突き進んでいこう。」というひと言を贈りたいと思います。

(文責 編集部)

### 会報62号でご案内した桜友会規約の細則を掲載しました。ご参照ください。

東京都立桜町高等学校同窓会・桜友会規約細則

- 一 会費
  - 1 卒業時会費は一万円とする
  - 2 特別終身会費は三千円以上とする
- 二 会員は自身および会員相互の動静について桜友会連絡デスク(水曜デスク)に通知する
  - 1 住所 ならびに氏名の変更
  - 2 クラス会、同期会などの情報
  - 3 慶事あるいは逝去の情報
  - 4 その他
- 三 会長、理事会は会員相互の親睦をあらたにし会務遂行を明確にするために会員総会の開催、役員総会の開催などに努めなければならない
- 四 この会の運営にあたり次の部会を設け理事が分担して必要業務を遂行する
  - ① 広報 桜友会報の編集・発行、その他の広報活動
  - ② 会計 予算・決算書の作成・財務管理のうちよ銀行振替貯金担当(代表者)
  - ③ 庶務 桜友会連絡デスク 母校との連絡・会員との連絡ほか
  - ④ その他 必要に応じて部会を設置する
- 五 会の運営業務遂行に対し、交通費と作業費として※付表1に定める額を支給する
- 六 この会は理事会の承認を経て支部を置くことができる
- 七 この細則にない事項は理事会の了承で施行する
- 八 この細則は理事会の了承で改定できる (平成27年1月17日改正)

※付表は掲載省略しております